

職員の懲戒処分等について

1. 被処分者職員

大台町職員 50歳代

2. 処分内容

戒告（地方公務員法第29条による処分）

3. 事案の概要

当該職員は、令和4年度の一般会計歳出予算に計上された補助金等について、令和4年10月24日以降令和5年5月17日までの間において、個人や団体等から提出のあった請求書を適切に処理せず漫然と放置し、補助金等の支払いを大幅に遅延させました。

件数	金額
63件	817,500円

4. 処分の理由

- ・地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）
 - ・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
- 上記に対する違反

5. 処分日

令和5年6月9日 金曜日

6. 上司の処分等

大台町職員 50歳代 文書訓告（監督、指導上の処分）

7. 町長のコメント

町民の皆様をはじめ関係者の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

これまで、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、機会あるごとに注意喚起し、周知徹底を図ってまいりましたが、今回、補助金等の交付事務について適正な管理が行き届いておらず、事態を深刻に受け止めております。

今後このようなことが起こらないよう、町民の皆様からの信頼回復に向け、全庁をあげて再発防止に取り組んでまいります。